

令和3年6月4日開催

第3回

遠軽町農業委員会総会議事録

遠軽町農業委員会

令和3年度 第3回遠軽町農業委員会総会議事録

1. 開催月日 令和3年6月4日(金)

2. 開催時刻 開 刻 13時30分
閉 刻 13時58分

3. 開催場所 遠軽町議会議場

4. 出席委員 15人

会 長	18番	新国	純一
会長職務代理者	17番	石丸	博雄
委 員	1番	梶田	政實
委 員	2番	佐藤	克哉
委 員	3番	菅井	誠
委 員	4番	笹原	仁
委 員	6番	菅井	美徳
委 員	7番	林	秀和
委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	9番	岡田	一司
委 員	10番	石山	幸一
委 員	11番	大河原	正一
委 員	12番	大村	明
委 員	14番	西原	弘子
委 員	16番	早川	剛司

5. 欠席委員 3人

委 員	5番	西	美紀
委 員	13番	須藤	智弘
委 員	15番	原田	喜一郎

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

委 員	8番	鈴木	和弘
委 員	17番	石丸	博雄

第2 会議書記の指名

農業委員会事務局 農地・農業振興担当係長 原 吉生

第3 議案第1号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について

議案第2号 農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第4号 あっせん委員の指名について

議案第5号 現況証明願いについて

7. 出席農業委員会事務局職員

事務局 長	広瀬 淳次
農地・農業振興担当係長	原 吉生
農地・農業振興担当係長	大久保 元
農地・農業振興担当主任	加藤 一実

8. 会議の概要

議長 ただ今から、本日招集された令和3年度第3回（R3.6.4）遠軽町農業委員会総会を開催いたします。

本日の委員出席人数は、委員総数18名中、出席委員15名であります。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」に規定する出席人数は、過半数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名については「遠軽町農業委員会総会会議規則第13条第2項」の規定により、議長において指名することとなっておりますので、8番 鈴木委員、17番 石丸委員の両名を指名します。

次に、総会議案の審議に先立ちまして、事務局長から諸般の報告をさせます。

（事務局長 諸般の報告）

◆諸般の報告

1. R3.5.10（月）13：30～
第2回農業委員会総会

◆今後の予定

2. R3.6.16（水）～18（金）
第3回遠軽町議会（定例会）
新国会長、広瀬事務局長出席
3. R3.6.16（水）
北海道農業会議第91回通常総会【札幌市】
書面議決により対応
4. R3.6.17（木）
第42回北海道農業者年金協議会総会【札幌市】
書面議決により対応
5. R3.7.6（火）13：30～
第4回農業委員会総会

議長 　ただ今の諸般の報告につきまして、質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議長 　質疑がないようでありますから、本日の総会議案の審議に入ります。
なお、本日審議される案件の中に、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件があります。
議事進行の都合上、休憩をとる場面がありますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。
（事務局　議案朗読説明）

事務局 　議案第1号「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についての検討及び公表について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

別紙様式2をご覧ください。令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございます。

I 農業委員会の状況について

1 農業の概要については、農地台帳面積で8,135ha、総農家数115戸うち販売農家数が80戸となっており、認定農業者が80経営体となっております。

2 農業委員会の現在の体制についてでございますが、新制度に基づく体制となっております。農業委員18人となっております。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、1の現状としまして管内の農地面積が7,700ha、集積面積が6,059haで集積率は78.68%となっております。2の実績としましては、集積目標6,270haに対しまして集積実績6,059haで達成状況は97%となっております。

III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進につきましては、令和元年度実績で1経営体となっております。内訳としましては、(合)北大雪ファームが営農を開始しております。

2 令和2年度の目標及び実績でございますが、参入目標1経営体に対しまして参入実績1経営体となっており、達成状況は100%となっております。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価につきましては、現状の遊休農地面積は22.7haで割合は0.29%となっております。目標に対する評価としては、遊休農地解消に努めたが解消できていない。活動に対する評価としては、今後、遊休農地解消に努め活動を実施していくとされています。

V 違反転用への適正な対応については、違反転用面積は0 ha となっております。

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検については、1 農地法第3条に基づく許可事務について1年間の処理件数は13件、うち許可13件及び不許可0件となっております。2 農地転用に関する事務について1年間の処理件数は2件となっております。4 情報の提供等については賃借料情報の調査・提供と農地の権利移動等の状況把握、どちらも町ホームページで公表しています。

VIII 事務の実施状況の公表等についてでございますが、1 総会等の議事録の公表については、ホームページで公表しております。

続いて、別紙様式1 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございます。

I 農業委員会の状況については3ページと同様ですので、割愛します。

II 担い手への農地の利用集積・集約化についてでございますが、今年度の集積目標を6,159 ha としております。

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、今年度の目標を1 経営体としております。

IV 遊休農地に関する措置についてでございますが、遊休農地の解消面積を22.7 ha とし、地区ごとに巡回・調査を実施する計画でございます。

V 違反転用への適正な対応については、町内の巡回と違反者への聞き取り等を計画しております。

以上説明を終わります。

議 長 これより、議案第1号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようですから、採決を行います。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」の1件を議題とします。

事務局から、議案を説明させます。

(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第2号「農地法第18条第1項第2号の規定による合意解約について」を説明いたします。

議案書をご覧ください。

1 通知者の住所氏名

賃貸人－紋別郡遠軽町●●●

● ● ● ●
賃借人－紋別郡遠軽町 ● ● ●
● ● ● ●

2 通知の土地

所在「遠軽町 ● ● ●」・地番「● ● 外 6 筆」・地目「公簿畑、牧場現況は全て畑」・面積（㎡）「7 筆合計 60,464」

3 通知の理由

平成 28 年 10 月 12 日に農業経営基盤強化促進法の規定により賃貸借を設定したが、その農地について賃貸人・賃借人が協議の結果、双方が解約に合意した。

4 解約の種類

合意解約

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 本件につきましては、利用権設定をしていた農地の解約について双方が合意しており、小作地を小作人以外の者に所有権を移転するものには該当しません。

以上で説明を終わります。

議 長 これより、議案第 2 号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
（質疑なしの声）

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（異議なしの声）

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の 7 件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
（事務局 議案朗読説明）

事務局 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号 17 から整理番号 22 までは、賃貸借でございます。

整理番号 17、所在「● ● ●」・地番「● ● 外 4 筆」・地目「公簿一畑、山林、現況は全て畑」・面積（㎡）「48,842」・貸主「● ● ● ●」・借主「● ● ● ●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借

権」・始期「R 3. 6. 15」・終期「R 13. 3. 31」・期間「9年9ヶ月」金額（円）「10a 当り5,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号18、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑、田、現況は全て畑」・面積（㎡）「27,957」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 6. 15」・終期「R 13. 3. 31」・期間「9年9ヶ月」金額（円）「10a 当り4,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号19、所在「●●●」・地番「●●内外1筆」・地目「公簿一畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「40,000」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 6. 15」・終期「R 13. 3. 31」・期間「9年9ヶ月」金額（円）「年160,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号20、所在「●●●」・地番「●●外2筆」・地目「公簿一畑、田、現況は全て畑」・面積（㎡）「33,293」・貸主「●●●●」・借主「●●●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R 3. 6. 15」・終期「R 13. 3. 31」・期間「9年9ヶ月」金額（円）「10a 当り5,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」

（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、賃貸借を設定しておりましたが期間満了のため新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号21、所在「●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿一畑、現況は全て畑」・面積（㎡）「21,728」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.6.15」・終期「R8.6.14」・期間「5年」金額（円）「年80,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号22、所在「●●●」・地番「●●」・地目「公簿一畑、田、現況は畑」・面積（㎡）「33,229」・貸主「●● ●●」・借主「●● ●●」・利用権の種類「賃貸借」・法律関係「賃借権」・始期「R3.6.15」・終期「R8.6.14」・期間「5年」金額（円）「年80,000」・支払方法「毎年12月末までに指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、新たに賃貸借を設定するものでございます。

整理番号23につきましては、所有権移転でございます。
整理番号23、所在「●●●」・地番「●●外8筆」・地目「公簿一畑、田・現況は全て畑」・面積（㎡）「61,708」・譲渡人「●● ●● ●●」・譲受人「●● ●●」・利用権の種類「売買」・法律関係「売買」・移転時期「R3.6.15」・支払期限「R3.6.30」・金額（円）「全筆5,600,000」・支払方法「指定口座振込」
（議案より地番、面積等の詳細を説明）

事務局 以上の計画内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

この件につきましては、先日の第2回総会であっせんの申し出のありました農地について、あっせん委員が譲渡人・譲受人と協議を行った結果、売買が成立した件でございます。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、議案第3号「整理番号17から20」までの4件についての質疑を行います。 「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:49～13:49)
これより、議案第3号「整理番号17」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

次に議案第3号「整理番号18」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第3号「整理番号19」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。
次に議案第3号「整理番号20」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議 長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議案第3号「整理番号17から整理番号20」についての審議が終了しましたので、「●番 ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:51～13:51)

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号17から整理番号20」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

議長 これより、議案第3号「整理番号21」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 これより、議案第3号「整理番号22」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
従いまして、本案は原案のとおり決定しました。

議長 次に、議案第3号「整理番号23」についての質疑を行います。が、「農業委員会等に関する法律第31条」の規定に抵触する案件ですので、関係する委員の退席を求めて審議を行います。

「●番 ●● ●●委員」の退席を求めます。
暫時休憩いたします。(13:51～13:51)

議長 再開します。
これより、議案第3号「整理番号23」についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 それでは、質疑がないようでありますから、採決を行います。
本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議案第3号「整理番号23」についての審議が終了しましたので、「●番 ●● ●●委員」を入室させます。
暫時休憩いたします。(13:52~13:52)

議長 再開します。
●●委員に申し上げます。
議案第3号「整理番号23」については、原案のとおり決定されましたので、その旨報告します。

次に、議案第4号「あっせん委員の指名について」を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第4号「あっせん委員の指名について」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

1 あっせん申出人
紋別郡遠軽町 ●●●
●● ●●

2 あっせん申出の土地
所在「遠軽町 ●●●」・地番「●●外15筆」・地目「公簿は畑、牧場、現況は畑」・面積(m²)「16筆合計71,700」

3 あっせん申出の内容
売買
(議案より地番、面積等の詳細を説明)

事務局 以上で説明を終わります。

議長 これより、議案第4号についての質疑を行います。
質疑ありませんか。
(質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
それでは、あっせん委員の指名については、従前から議長が指名しておりますので、本案についても、議長が指名することでご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
それでは、議案第3号のあっせん委員については、1番 梶田委員、14番 西原委員を指名します。

各委員は、よろしく申し上げます。

次に、議案第5号「現況証明願いについて」の1件を議題とします。
事務局から、議案を説明させます。
(事務局 議案朗読説明)

事務局 議案第5号「現況証明願いについて」を説明いたします。
議案書をご覧ください。

整理番号7、所在「遠軽町●●●」・地番「●●外1筆」・地目「公簿
一畑・現況一農地採草放牧地以外」・面積(m²)「17,004」・申請
者「遠軽町●●● ●● ●●」・理由「地目変更登記」・調査員「15
番原田委員、16番早川委員、13番須藤委員」
(議案より地番、面積等詳細を説明)

事務局 この件につきましては、現況が原野となっているため今回地目変更登記
を行う件でございます。
なお、現地の確認につきましては、15番原田委員、16番早川委員、
13番須藤委員、事務局とで現地確認をいたしまして、農地以外の地目変
更登記はやむを得ないと判断をいたしました。
他の各委員さんから、補足説明があればお願いいたします。
(補足説明なしの声)

以上で、本日提案しました全ての案件の審議が終了しました。
これもちまして、令和3年度第3回農業委員会総会を閉会します。